

審査基準整理票

処分名	開発行為の許可		
根拠法令名	都市計画法	(条項) 第29条第1項、第2項	
基準法令名	都市計画法	(条項) 第33条、第34条	
所管部署	都市計画部 開発調整課 指導係・審査係		
標準処理期間	16 日	法定処理期間	日
<p>【審査基準】 ・文書の名称 ・大津市開発事業に関する基準</p> <p>・掲載図書等 ①大津市開発許可制度に関する基準 ②大津市盛土規制法許可制度に関する基準 ③大津市ホームページに掲載</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載 第6章 開発行為の許可 第8章 開発許可基準</p> <p>※標準処理期間については、開発審査会の議に付されている期間を除くもの。</p>			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。